

重要事項説明書  
契約概要 定期保険（無告知型）

この「重要事項説明書：契約概要」は、ご契約内容に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しております。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了承のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。

「契約概要」に記載のお支払事由の制限事項は、概要や代表例を示しています。お支払事由の詳細や制限事項などについての詳細は「ご契約の約款」に記載してしておりますので、ご確認ください。個別の具体的な数値などについては、「申込書」にてご確認ください。

■保険商品の名称

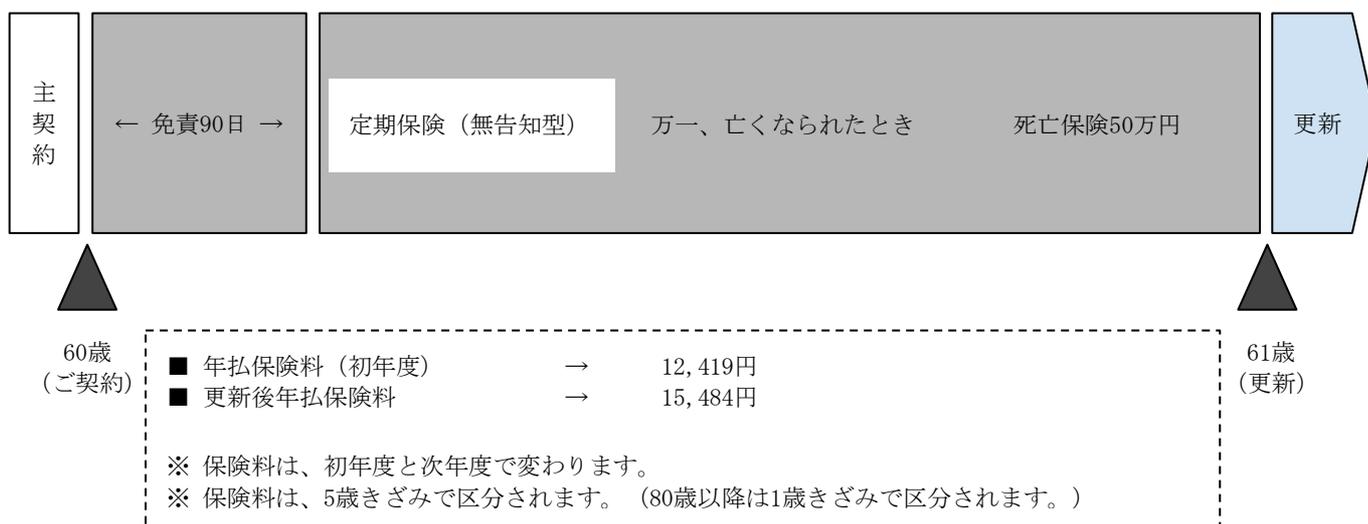
定期保険（無告知型）

■保険商品の特徴

保険契約の締結の際に被保険者の体況にかかわる告知を求めない型の保険期間1年更新型の定期保険です。保険期間中に被保険者が死亡した場合の保障を確保することを目的とした保険です。

■保険商品の仕組み図

ご契約例 60歳女性の場合



●主契約 → 定期保険（無告知型）：死亡保険金額500,000円

※ 免責90日とは、責任開始日からその日を含めて90日以内の疾病による死亡の場合に、死亡保険金をお支払いしない期間をいいます。

※ お支払事由の詳細については「保障内容（お支払事由、お支払金額）について」をご確認ください。

※ 上記は代表的な事例です。お申込みいただく内容については「申込書」にご記入いただきますので、お申し込みの際は、この「契約概要」と「申込書」にて、契約内容を必ずご確認ください。

#### ■引受条件について

ご契約年齢 満20歳～満79歳まで（満99歳まで更新が可能です。）

※ご契約年齢は、ご契約日時点での満年齢となります。お申込みから契約日までにお誕生日を迎えられる場合は契約年齢が上がり保険料が上がる場合があります。また、申込書類が完備しない場合、契約日が遅れ契約年齢が上がり、その結果、保険料が上がる場合があります。

#### ■保険期間について

保険期間は、契約日（責任開始日が属する月の翌月1日）から1年間です。また、更新しない旨のお申し出がない限り、契約は更新されます。契約更新を行うことにより、満100歳の契約応答日の前日まで保障が契約することができます。

※ 責任開始日の説明については、「重要事項説明書：注意喚起情報」をご確認ください。

#### ■保障内容（お支払事由・お支払金額）について

この保険は、次のお支払事由に該当したときに死亡保険金をお支払いする保険です。

お支払する保険金	お支払事由	お支払額
死亡保険金	被保険者が保険期間中に亡くなったとき	死亡保険金額

#### ※ 保険金をお支払できない事例

責任開始日からその日を含めて3年以内の被保険者の自殺、保険契約者または死亡保険金受取人の故意による被保険者の死亡の場合など保険金をお支払いできない場合があります。詳しくは、「重要事項説明書（注意喚起情報）」の「保険金が支払われない場合について」をご確認ください。

#### ■保険金額について

保険金額は30万円、50万円、70万円、90万円より選択してください。

- ・ 同一の保険契約者に係る被保険者の引受総数

保険金額の合計額を保険業法施行令第38条の9（一の保険契約者に係る保険金額）に定める上限保険金額とし、上限保険金額を超えない範囲で同一人の保険契約者に係る被保険者の引受総数を定める。

#### ■保険料について

保険料は、満20歳～満79歳までは5歳きざみ、満80歳～満99歳までは1歳きざみで区分されており、お申込みの時の保険料は、契約日の満年齢に該当する保険料となります。保険料は保険金額、被保険者年齢により異なります。初年度保険料と次年度以降でも異なります。

保険料払込方法	年払い
保険料払込期間	保険期間と同一
保険料払込経路	口座振替扱・クレジットカード扱

※口座振替扱で初回保険料振替が出来なかった場合は、当社は1回に限り翌月の振替日に再度振替を行います。この場合、責任開始日と契約日がそれぞれ翌月に変更となります。

※クレジットカード扱で初回保険料について当社がクレジットカードの有効性の確認を得られなかったときには、保険契約の申込がなかったものとします。

#### ■ご契約の更新について

保険期間満了日までに保険契約を継続しない旨のお申し出がない限り、契約は更新されます。

更新後の保険料は更新時の被保険者の満年齢および保険料率で計算します。ただし次の場合には契約は更新されません。

- ・更新後の保険期間満了の日の翌日における被保険者の満年齢が100歳をこえるとき。

#### ■満期返れい金・契約者配当金について

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

#### ■解約返戻金について

解約される場合、解約日を基準日として、月単位で保険期間の未経過月数（1か月未満の端数を切捨て）に応じ計算される額をお支払いします。

重要事項説明書  
注意喚起情報 定期保険（無告知型）

重要事項説明書（注意喚起情報）の記載内容を契約申込前に必ずご確認ください、ご納得いただき、また、「誓約・同意事項」には重要な事項が記載されておりますので、保険契約者様、被保険者様の誓約・同意のうえお申し込みください。

お支払事由の詳細や制限事項等の詳細な内容は「ご契約の約款」に記載しておりますので必ずご確認ください。

■当初意向把握・最終意向確認について

保険契約のお申込みにあたり、くふう少額短期保険株式会社（以下、当社）又は当社の保険募集人は、ご契約者の意向を把握し、これに沿った保険商品に関する情報の提供等及び保険契約の内容説明によりご契約者のご理解、確認を得ます。

■お申込みの撤回などについて（クーリング・オフ）

ご契約者が保険契約の申込日またはクーリング・オフについて記載した書面（重要事項説明書（注意喚起情報））または電磁的記録を交付された日のいずれか遅い日から起算して8日以内（郵便の消印で判定）に当社あてに書面または電磁的記録により申し出ることにより、保険契約の申込の撤回ができます。書面または電磁的記録には、申込者氏名、住所、電話番号をご記入ください。申込を撤回した場合、すでに払い込まれた保険料があれば当社これをご契約者の指定口座に返金します。

■責任開始日について

○少額短期保険募集人は、お客さまと当社の保険契約締結の媒介を行う者であり、保険契約締結の代理権はありません。従って、保険契約はお客さまからの保険契約のお申込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します。

○責任開始日について

・当社は保険契約の申込を承諾した場合、当社が定めた初回保険料振替日から保険契約上の責任を開始します。（ただし、初回保険料振替日が提携金融機関等の休業日の場合は翌営業日に振替えます。）なお、申込書の提出日、到着日により、責任開始日が変わることがあります。申込書提出後、当社から郵送される承諾通知書で責任開始日をご確認ください。

・当社の責任が開始される日を責任開始日とし、責任開始日が属する月の翌月1日を契約日とします。

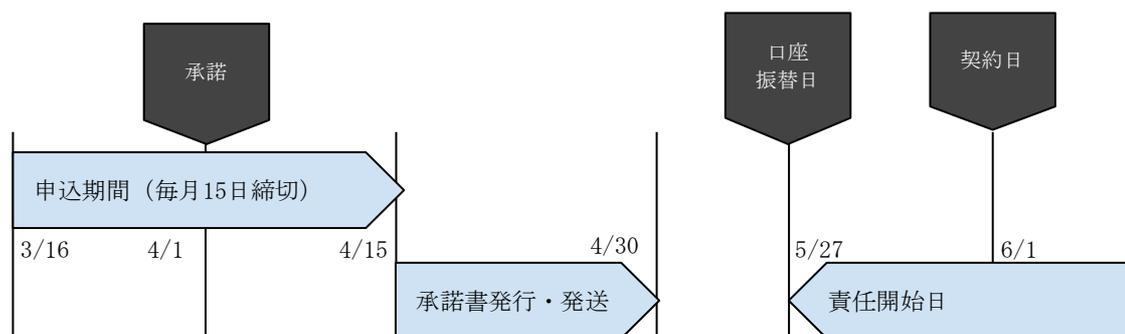
・次回更新時の保険料は更新日の満年齢の保険料となります。

## 責任開始日のスケジュール（例）

### 申込書（申込書に不備などがない場合）

（口座振替扱）

（申込書の締切は、毎月15日となります。（お客さまが取扱代理店に申込書をご提出いただく締切日となります。））



#### ■保険金が支払われない場合について

次のような場合には、保険金をお支払しません。

- ・責任開始日からその日を含めて3年以内の自殺
- ・戦争その他の変乱
- ・保険契約者・死亡保険金受取人の故意による死亡
- ・責任開始日からその日を含めた90日以内の疾病による死亡

#### ■保険料の払込猶予期間および契約の失効について

##### ○保険料の払込猶予期間について

保険料は払込期日（保険料をお払込みいただく月）内にお払込みください。払込期月内にお払込みのご都合がつかない場合のために、第2回以降の保険料について払込猶予期間を設けています。

- ・保険料払込猶予期間は、払込期月の翌月初日から末日までです。

##### ○資金不足等により口座振替ができなかった場合の取扱について

- ・翌月の振替日に再度保険料を振替えます。

##### ○契約の失効について

・保険料払込猶予期間内に保険料払込期月の未払保険料が振替られなかった場合は、保険料払込猶予期間満了日の翌日にご契約は失効します。

※ただし、ご契約者からの申出があり、当社の指定する方法（当社指定口座への送金）により保険料払込猶予期間満了日までに支払われた場合は、ご契約は継続します。

#### ■解約と解約返戻金について

ご契約者は、ご契約を解約することができます。解約される場合は、解約日を基準日として、月単位で保険期間の未経過月数（1か月未満の場合は端数切捨て）に応じて計算される額をお支払します。

■死亡受取人の指定について

申込書の所定欄に受取人氏名等の所要事項をご記入ください。（続柄：3親等以内の方からご指定下さい。）

■ご契約更新時の保険料および契約内容の見直しについて

○当社はこの保険契約の収支状況などの事情から、当社の定めるところにより、契約更新の際に保険料を増額または保険金額を減額することがあります。

○更新時に当社がこの保険契約の締結を取り扱っていないとき、この保険が不採算となり、収支の改善が見込めないときは、この保険契約は更新されません。

■生命保険契約者保護機構について

少額短期保険業者である当社は、生命保険契約者保護機構には加入していませんので、同機構の行う資金援助の措置はありません。また、当社が締結した保険契約は、破綻した場合における保険契約移転の際の資金援助の補償対象に該当しません。

■再保険について

「はいれる終活保険」はトーア再保険株式会社と再保険契約を締結することで、十分な保険金支払い態勢を整えています。

■お支払いに関する手続きなどの留意事項について

○お客さまからのご請求に応じて、保険金のお支払いを行う必要がありますので、保険金のお支払い事由が生じた場合には、すみやかに当社コールセンターまでご連絡ください。

○当社からのお手続きに関するお知らせ等、重要なご案内ができない恐れがありますので、ご契約者の住所等を変更された場合には当社コールセンターまでご連絡ください。

■生命保険料の控除について

この商品の保険料は、所得控除（生命保険料控除）の対象とはなりません。

■少額短期保険募集人について

当社の少額短期保険募集人は媒介を行う者であり保険契約締結の代理権を有していません。従いまして、お申込みいただいた保険契約のお引受けをさせていただくかどうか（以下「引受可否」と言います。）の判断は当社にて行います。なお、お申込みいただきました保険契約の引受可否につきましては、別途「お客さま」宛にご連絡いたします。

■当社への相談・苦情・お問い合わせ窓口

当社への相談・苦情・お問い合わせにつきましては、当社コールセンターまでご連絡ください。

くふう少額短期保険株式会社 コールセンター  
0120-977-856（通話料無料）

受付時間：平日10:00～17:00（土日祝日、年末年始休業を除く）

#### ■指定紛争解決機関について

○当社は、指定少額短期保険業紛争機関である「一般社団法人日本少額短期保険協会」との間で、少額短期保険業務に関する苦情処理手続きおよび紛争解決手続等の実施のための手続実施基本契約を締結しております。

○指定少額短期保険業紛争解決機関では、ご契約者をはじめ、一般消費者の皆様からの少額短期保険全般に関するご相談・ご照会への対応や苦情処理、紛争解決を行いますので、必要に応じて、以下の「少額短期ほけん相談室」をご利用いただくことができます。

【指定紛争解決機関】一般社団法人日本少額短期保険協会「少額短期ほけん相談室」  
フリーダイヤル0120-82-1144

受付時間：平日9:00～12:00、13:00～17:00（祝日ならびに年末年始休業期間を除く）

#### ■支払時情報交換制度

当社は一般社団法人日本少額短期保険協会、少額短期保険業者および、特定の損害保険会社とともに保険金等のお支払いまたは、保険契約の解除、取消し、もしくは無効の判断の参考とすることを目的とした、保険契約に関する所定の情報を相互照会しております。

※「支払時情報交換制度」に参加している少額短期保険業者等の社名につきましては、一般社団法人日本少額短期保険協会ホームページ（<https://www.shougakutanki.jp/>）をご参照ください。